

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2015-48547(P2015-48547A)

【公開日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2013-180737(P2013-180737)

【国際特許分類】

A 4 1 C 1/00 (2006.01)

A 4 1 B 9/04 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

【F I】

A 4 1 C 1/00 D

A 4 1 C 1/00 G

A 4 1 B 9/04 C

A 4 1 B 9/04 F

A 4 1 B 13/02 R

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月1日(2016.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とを有し、前記前胴回り部と前記後胴回り部とが互いの側方部分において縫合され、前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合されているショーツであって、

前記クロッチ部は、前後方向に非伸長性である生地によって形成され、

前記前胴回り部は、縦方向と横方向とに彈性的に伸長する弾性生地によって前記横方向の少なくとも中央部分が形成され、

前記後胴回り部は、前記横方向の前記中央部分を除く両側部分の少なくとも一部分が前記縦方向と前記横方向とに彈性的な伸長性を有する前記弾性生地で形成されていて、前記中央部分は前記クロッチ部の前記後端部分から前記ショーツの頂部に向かって延びる下方部位が前記縦方向に非伸長性である生地で形成され、前記下方部位に縫合されていて前記下方部位から前記ショーツの前記頂部にまで延びる上方部位が前記縦方向に彈性的に伸長する前記弾性生地で形成されており、前記横方向へ延びる折曲線において前記クロッチ部を折曲して前記前胴回り部と前記後胴回り部との前記頂部を重ね合わせたときの前記ショーツでは、前記頂部から前記折曲線に至るまでの距離に対しての前記上方部位における前記頂部から前記下方部位に至るまでの距離の割合が60-40%の範囲にあり、前記後胴回り部の前記下方部位は、前記クロッチ部の前記後端部分に縫合されている部分の幅が、前記クロッチ部の前記後端部分の幅よりも小さくて、前記下方部位に縫合されている部分の前記上方部位の幅と同じであるかまたは前記上方部位の前記幅よりも大きいことを特徴とするショーツ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 3】

前記クロッチ部の外側では、前記前後方向における長さが前記クロッチ部の長さよりも短くて、前記前後方向へ彈性的に伸長すると前記クロッチ部よりも長くなることが可能な前記弾性生地が前記クロッチ部の前記前端部分と前記後端部分とのみに縫合されている請求項1または2記載のショーツ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記課題を解決するために、この発明が対象とするのは、前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とを有し、前記前胴回り部と前記後胴回り部とが互いの側方部分において縫合され、前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合されているショーツである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このショーツにおいて、この発明が特徴とするところは、次のとおりである。前記クロッチ部は、前後方向に非伸長性である生地によって形成され、前記前胴回り部は、縦方向と横方向とに彈性的に伸長する弾性生地によって前記横方向の少なくとも中央部分が形成され、前記後胴回り部は、前記横方向の前記中央部分を除く両側部分の少なくとも一部分が前記縦方向と前記横方向とに彈性的な伸長性を有する前記弾性生地で形成されていて、前記中央部分は前記クロッチ部の前記後端部分から前記ショーツの頂部に向かって延びる下方部位が前記縦方向に非伸長性である生地で形成され、前記下方部位に縫合されていて前記下方部位から前記ショーツの前記頂部にまで延びる上方部位が前記縦方向に彈性的に伸長する前記弾性生地で形成されており、前記横方向へ延びる折曲線において前記クロッチ部を折曲して前記前胴回り部と前記後胴回り部との前記頂部を重ね合わせたときの前記ショーツでは、前記頂部から前記折曲線に至るまでの距離に対しての前記上方部位における前記頂部から前記下方部位に至るまでの距離の割合が60 - 40%の範囲にあり、前記後胴回り部の前記下方部位は、前記クロッチ部の前記後端部分に縫合されている部分の幅が、前記クロッチ部の前記後端部分の幅よりも小さくて、前記下方部位に縫合されている部分の前記上方部位の幅と同じであるかまたは前記上方部位の前記幅よりも大きい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とを有し、前記前胴回り部と前記後胴回り部とが互いの側方部分において縫合され、前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合されているショーツであつて、

前記クロッチ部は、前後方向に非伸長性である生地によって形成され、

前記前胴回り部は、縦方向と横方向とに彈性的に伸長する弾性生地によって前記横方向

の少なくとも中央部分が形成され、

前記後胴回り部は、前記横方向の前記中央部分を除く両側部分の少なくとも一部分が前記縦方向と前記横方向とに彈性的な伸長性を有する前記弾性生地で形成されていて、前記中央部分は前記クロッチ部の前記後端部分から前記ショーツの頂部に向かって延びる下方部位が前記縦方向に非伸長性である生地で形成され、前記下方部位に縫合されていて前記下方部位から前記ショーツの前記頂部にまで延びる上方部位が前記縦方向に彈性的に伸長する前記弾性生地で形成されており、前記横方向へ延びる折曲線において前記クロッチ部を折曲して前記前胴回り部と前記後胴回り部との前記頂部を重ね合わせたときの前記ショーツでは、前記頂部から前記折曲線に至るまでの距離に対しての前記上方部位における前記頂部から前記下方部位に至るまでの距離の割合が 60 - 40 % の範囲にあり、前記後胴回り部の前記下方部位は、前記クロッチ部の前記後端部分に縫合されている部分の幅が、前記クロッチ部の前記後端部分の幅よりも小さくて、前記下方部位に縫合されている部分の前記上方部位の幅と同じであるかまたは前記上方部位の前記幅よりも大きい。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

上記段落に開示したこの発明は、少なくとも下記の実施の形態を含むことができる。これらの実施の形態は、分離して又は互いに組み合わせて採択することができる。

(1) 前記頂部に向かって延びる前記下方部位が前記ショーツの着用者の仙骨底にまで延びる。

(2) 前記クロッチ部の外側では、前記前後方向における長さが前記クロッチ部の長さよりも短くて、前記前後方向へ彈性的に伸長すると前記クロッチ部よりも長くなることが可能な前記弾性生地が前記クロッチ部の前記前端部分と前記後端部分とのみに縫合されている。

(3) 前記ショーツの前記頂部では、前記横方向へ彈性的に伸長可能なウエストベルト部を形成している。

(4) 前記ウエストベルト部は、前記前胴回り部に形成されている部分の前記横方向における伸長力が前記後胴回り部に形成されている部分の前記横方向における伸長力よりも小さい。

(5) 前記前胴回り部における前記ウエストベルト部では、前記前胴回り部を形成しているシート部材が重ね合せてあり、前記後胴回り部における前記ウエストベルト部では、前記後胴回り部を形成しているシート部材が重ね合せてあって、前記前胴回り部で重ね合せてある前記シート部材の枚数が前記後胴回り部で重ねてある前記シート部材の枚数よりも少ない。

(6) 前記ウエストベルト部は、前記ショーツの着用者の腸骨の上方で前記着用者に密着可能なものである。